

I. 中部事務所の活動状況

1. 着任挨拶（中部事務所長 岡 朋史）



1月13日付で公正取引委員会事務総局中部事務所長を拝命いたしました岡です。どうぞよろしくお願いいたします。日頃は公正取引委員会の業務に御高配を賜り深く感謝申し上げます。

人口減少や少子高齢化等の課題を抱える日本経済の成長と活力を維持するためには、活発なイノベーションを生み出すことは不可欠ですが、そのためには公正で自由な競争環境を確保することが重要です。また、「成長と分配の好循環」による適切な「分配」が経済成長の原動力になるものですが、市場の機能を通じて適正分配を実現する上でも、公正で自由な競争環境の確保は重要です。この意味で、公正取引委員会の役割・使命は、決して小さくないものと考えています。

このような中で、まずは、独占禁止法や下請法などの法の執行を適確に行っていきたいと思います。特に、価格転嫁に関しましては、「価格転嫁円滑化のための施策パッケージ」に基づき、昨年来、政府は様々な施策を行っていますが、公正取引委員会においても、緊急調査を行い、その結果、発注企業4030社に対して注意喚起文書を送付しました。また、多数の取引先の間で転嫁に関する協議をすることなく価格を据え置いていることが確認された13社の企業名を公表するという異例の取組を行っています。本年も、引き続き、発注者側からの積極的な価格転嫁に向けた協議が重要であることの周知徹底、転嫁円滑化に向けたさらなる調査等、必要な対応を行うとともに、独占禁止法や下請法上

問題となる事案については、これまで以上に厳正な執行を行うことが重要であると考えています。

また、競争環境の整備を進めていくこと、特に、何が競争を阻害するおそれのある行為なのかを知ってもらうことも重要だと考えています。つまり、独占禁止法や下請法の違反行為の未然防止の観点から、運用の透明性を確保し、何が違反に当たる行為なのか、事業者をはじめとした関係者にしっかりと伝えていくことです。具体的には、独占禁止法講演会、下請法基礎講習会、入札談合等関与行為防止法研修会、地域の商工会議所や弁護士・税理士会等との懇談会、消費者セミナー等の広報活動を着実に行っていきます。

また、昨年は公正取引委員会を舞台としたテレビドラマが話題になりましたが、まだまだ、一般的には競争政策は馴染みのある施策とは言い難い面もあります。将来を担う中学生、高校生、大学生を対象に市場経済の仕組みや競争の重要性について理解してもらえよう、「独占禁止法教室」を精力的に開催したいと思います。

今後とも当委員会の業務に対し、一層の御指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

2. ピックアップニュース

下請課

- (1) 多様な団体（事業者、財団法人）への下請法の説明と普及
- (2) 「令和5年 中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について

取引課

- (1) 消費者団体との意見交換について
- (2) 令和5年度消費者セミナーについて

経済取引指導官

- (1) 管内の弁護士向け独占禁止法事例説明会
- (2) ソフトウェア業を営む事業者に対する独占禁止法等講習会
- (3) 中部事務所の企業結合審査

総務課

- (1) 地方有識者との懇談会の開催について
- (2) 相談件数の動向について（1月～3月）

■ 下請課



(1) 多様な団体（事業者、財団法人）への下請法の説明と普及啓発

公正取引委員会では、従来、下請法の説明会・研修会を開催するとともに各種団体に講師を派遣し、参加者のニーズに応じた下請法の説明を行い、その普及啓発に努めているところです。

中部事務所では、令和5年1～3月において、中小事業者が加盟している業界団体、中小事業者の支援を目的とする財団法人等が主催する下請法の説明会に、計4回、講師を派遣しました。

説明に際しては、参加者の関心があると思われるポイントに時間を割き、メリハリのある内容とするほか、現在、公正取引委員会が重点的に取り組んでいる適正な価格転嫁の問題についても触れ、特に親事業者に対して、下請事業者と十分な協議を行うよう呼び掛けました。

このような説明会の終了後には個別の質問にも対応しておりますので、講師派遣のご希望がございましたら、中部事務所下請課（電話：052－961－9424）までお気軽にお電話ください。

（個別質問の一例）

Q 当社（A社）は卸業者（商社）であり、顧客である食品メーカー（B社）がデザインを指定した商品外袋の製造を他の事業者（C社）に委託している。この外袋の仕様等は、B社とC社の間で決めており、当社は注文の取次ぎや代金決済で関与するのみである。このような場合でも、当社は下請法上の親事業者となるのか。

A 商社（A社）が製造委託等の内容（製品仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次ぎ、下請代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合、商社（A社）は下請法上の親事業者又は下請事業者とはならず、発注者（食品メーカーB社）が親事業者、外注取引先（他の事業者C社）が下請事業者となる。

(2) 「令和5年 中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について

令和5年3月1日、公正取引委員会は、新たに「令和5年 中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととしました。詳細は以下 URL を御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301_r5actionplan.html

■ 取引課



(1) 消費者団体との意見交換について

消費者からの相談内容の傾向や、消費生活相談員としての景品表示法に係る公正取引委員会への要望等について意見交換を行うことを目的として、公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部と懇談会（消費者セミナー）を行いました。懇談会では、オンライン通販では不当表示が多いなどの御意見をいただきました。今後の業務に生かしていきたいと考えています。

(2) 令和5年度消費者セミナーについて

中部事務所では、毎年、県・市町村が開催する消費者向け講座や消費者団体等が開催する会合に職員を講師として派遣し、公正取引委員会の役割や、景品表示法の概要についてクイズを交えて説明するほか、最近の違反事例を紹介する消費者セミナーを実施しています。申込み先等については公正取引委員会中部事務所のホームページで御案内しています。講師謝金、交通費等は不要ですので、ぜひお申込みください。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/seminar.html

■ 経済取引指導官



(1) 管内の弁護士向け独占禁止法事例説明会

弁護士は事業者等からの相談を受ける機会が多く、今後、独占禁止法に関する相談も増加してくると思われています。このため、中部事務所では、令和3年度から管内の弁護士に対して説明会を実施しています。

令和3年度は、管内の弁護士会ごとに説明会を実施していましたが、令和4年度は、中部事務所が主催してオンラインで説明会を開催することにより、管内の6弁護士会に所属する弁護士に対して一斉に説明会を実施しました。そして、管内の6弁護士会から54名に御参加いただきました。

当委員会では、前年度に寄せられた相談の中から事業者等に参考になると考えられる事例を選定し、例年6月に相談事例集を公表しているところ、説明会では、今年度公表した最新の相談事例集に掲載されている7事例に基づき、独占禁止法の考え方などについて説明を行いました。

(2) ソフトウェア業を営む事業者に対する独占禁止法等講習会

ソフトウェア業においては、多重下請構造型サプライチェーンの中で、下請法上の買いたたきや独占禁止法上の優越的地位の濫用にかかる違反行為が懸念されています。このため、ソフトウェア業を営む事業者が独占禁止法等の知識を習得することは、事業を行うに当たって重要になると考え、中部事務所では、ソフトウェア業を営む事業者を対象とした独占禁止法等の講習会を実施しました。講習会については、オンラインで実施し、管内のソフトウェア業を営む事業者63社から申込みがあり、196名に御参加いただきました。

講習会では、独占禁止法及び下請法の基礎的な内容について説明を行ったほか、当委員会が令和4年6月29日付けで公表した「ソフトウェア業の下請

取引等に関する実態調査報告書」のポイントについて説明を行いました。

(3) 中部事務所の企業結合審査

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を確保し、予見可能性の向上を図る観点から、一定の情報を公表しています。具体的には、審査の結果、「独占禁止法上問題がないと判断して、届出会社に対して通知（以下「9条通知」といいます。）を行った」案件についての情報です。四半期ごとに公正取引委員会のホームページで一覧表を公表しています。

直近では、令和4年10月～12月の期間中に9条通知を行った案件について令和5年1月に公表を行いました。その中で中部事務所が審査を行った案件は下表の2件です。

届出受理日	当事会社（※）	届出会社の主な事業	企業結合の類型	株式取得の関値との関係	9条通知日
R4.9.30	ニユートリー(株)及びテルモ(株)	医療用食品事業	事業等の譲受け	—	R4.10.18
R4.10.27	新エフエイコム(株)及び(株)オフィスエフエ・コム	ロボット製造業	事業等の譲受け	—	R4.11.10

※株式取得及び事業等の譲受けについては、当事会社のうち最初に記載されているものが届出会社

●企業結合の届出一覧はこちら

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/ichiran.html>

■ 総務課



(1) 地方有識者との懇談会の開催について

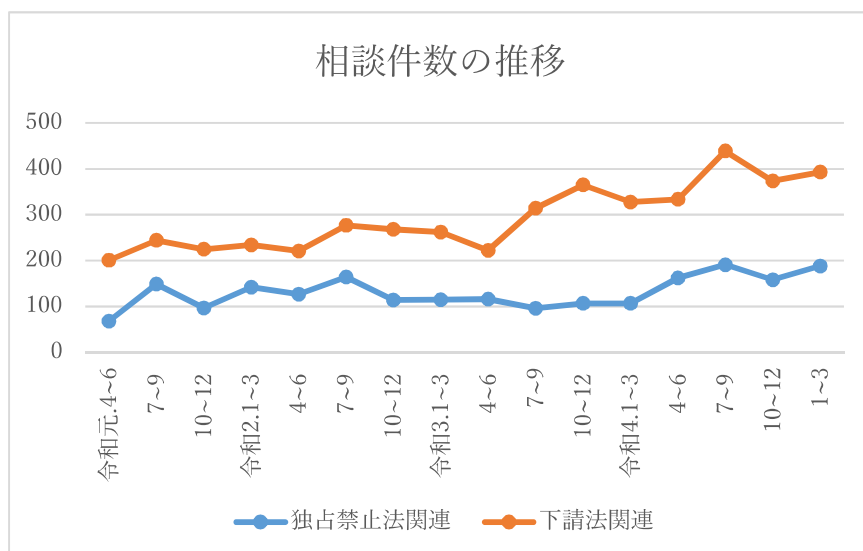
中部事務所は、富山県中小企業家同友会、三重県中小企業団体中央会、静岡県中小企業家同友会及び静岡県中小企業団体中央会との懇談会を実施しました。これらの懇談会においては、中部事務所長又は総務管理官が、公正取引委員会の活動状況について説明した上で、出席者の皆様との意見交換を行いました。

今後もこういった懇談会を実施し、管内における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てていきます。

(2) 相談件数の動向について（1月～3月）

中部事務所に寄せられた「令和4年度第4四半期の相談件数」については、独占禁止法関連が188件（前年度同期107件）、下請法関連が393件（同328件）となっています。

前年度同期に比べて、独占禁止法関連では81件増加、下請法関連では65件増加となり、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の取引価格への転嫁等について、引き続き多くの相談が寄せられました。



3. 会議・説明会等の実施状況

日	会議、説明会等	主催者	開催場所/方法
1月			
10日	官製談合防止法研修会	愛知県半田市	オンライン
10日	常葉大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	静岡市
12日	磐田市立豊岡中学校での独占禁止法教室	公正取引委員会	静岡県磐田市
13日	官製談合防止法研修会	石川県能美市	オンライン
17日	官製談合防止法研修会	(一社)静岡県測量設計業協会	静岡市
18日	官製談合防止法研修会	財務省東海財務局	名古屋市
23日	金沢大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	金沢市
23日	名古屋市立大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	名古屋市
23日	名古屋工業大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	名古屋市
27日	消費者団体との意見交換会	(一社)全国公正取引協議会連合会	オンライン
28日	(公社)全国消費生活相談員協会中部支部との懇談会	(公社)全国消費生活相談員協会中部支部	名古屋市
2月			
3日	富山県中小企業家同友会との懇談会	公正取引委員会	オンライン
20日	移動相談会	公正取引委員会	愛知県刈谷市
20日	(公財)全国中小企業振興機関協会との連絡会議	(公財)全国中小企業振興機関協会	オンライン
21日	三重県中小企業団体中央会との懇談会	公正取引委員会	津市
3月			
1日	中部事務所管内の弁護士会所属の弁護士向け独占禁止法事例説明会	公正取引委員会	オンライン
2日	官製談合防止法研修会	東海農政局	オンライン

3日	独禁法研究部会第5例会	(一財) 中部生産性本部	名古屋市 (オンライン同時配信)
7日	下請法説明会に講師を派遣	愛知県ほか	名古屋市
10日	官製談合防止法研修会	中日本高速道路(株) 名古屋支社	名古屋市
13日	下請法説明会	(一社) 日本自動車部品工業 会中日本支部	オンライン
14日	静岡県中小企業団体中央会との懇 談会	公正取引委員会	静岡市
15日	ソフトウェア事業者向け独占禁止 法、下請法説明会	公正取引委員会	オンライン
17日	下請法説明会に講師を派遣	(一社) 愛知県金属プレス 工業会	名古屋市